

中小企業経営労務研究所所長 社会保険労務士 岡本孝則

今まで企業に勤めていた人が、会社を辞め、求職の申し込みをし、求職活動を始めたとします。ハローワークをはじめさまざまな方法で探しましたが自分に合った仕事が見つからず、それなら今までの自分の経験やスキルを生かし起業しようと思い立ちました。

一般的には会社を起こしてから、何からもらえる助成金はないだろうかという相談が多いのですが、この助成金は設立・創業後では遅いということです。まず、起業しようとする方は、雇用保険の基本手当の算定期間が5年以上あることを確認してください。

一番大事なことは設立前に「法人等設立事前届」を提出することです。その後は前日までに支給残日数が1日以上あるように設立すればよいのです。

この助成金は、「創業から3カ月以内に支払った経費の3分の1が、合計で上限200万円まで支給」され、条件に合いで、起業する方にとっては大きな力となります。ただ、もうひとつ大切なことは、上記の意味を拡大解釈してしまわないことです。

概略は表にも記しました。ただ、こ

受給資格者創業支援助成金の給付内容

創業から3カ月以内に支払った経費
(支給額は下記の1／3相当額※上限200万円まで)

法人設立に要した経費

設立に係る計画作成のために経営コンサルタントなどに要した相談費用・登記費用など
(登録免許料・印紙などは除く)

職業能力開発に要した経費

創業者・従業員が従事するために必要な知識・技能習得のための講習費用や相談費用など

雇用管理の改善に要した経費

募集・採用に関するパンフレットやホームページ作成費、就業規則の策定、雇用管理者の研修費、マニュアル作成費など

設備・運営に要した経費

事務所の設備・備品、運営費、事務所賃貸料
(設立した日から3カ月分のみ)など

(注意点) 人件費、保証金等返還が予定される費用、消耗品購入費用などは除かれます

れをうのみにせず、起業をしようとする人自身が、助成対象経費にあたるかどうか、労働局と逐一相談して、なるべくそれに沿ったものにするのがポイントです。すべてが経費となると思い込み、自分勝手な設備投資などをして、認められないものが多くなったなどという事例も多く見られます。

◇中小企業経営労務研究所

URL : <http://www.chukeirou.com/>



1981年4月設立。人事・労務のコンサルティングを通して中小企業を総合支援する。

費用で、かつ、支払いに係る契約の日(「法立設立事前届の提出後の日に限ります」)から第1回目の支給申請時までの間に支払いが完了したものが対象となります。

そこで、契約や支払いの時期に関しても、うまく助成金の対象となるようタイミングを考えることも必要となってきます。この助成金は仕事を失った人が職業経験を生かして創業、労働者を雇い入れて、今度は雇用を作る側に回るという意義のあることに対する支援なのです。雇用の拡大のためうまく利用していただきたいと思います。

記事に関するご質問・ご相談は「士業ねっと」<http://www.sigyo.net>まで